

## 会 員 規 程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会（以下「協議会」という。）定款第32条に定める会員について規定するものとする。

(会 員)

第2条 会員は社会福祉に関心を有し、協議会の趣旨に賛同して入会した者とし次のように区分する。

(1) 一般会員（自治会に加入する全世帯を対象にする。）

(2) 特別会員 1号会員 2号会員 3号会員 4号会員

2 特別会員は、厚岸町在住の会社・事業所・団体機関及び個人で入会をする者

3 特別会員には、会費納入時に領収書を発行し会員の証明に代える。

(会 費)

第3条 会員は、会費を納入するものとする。

2 会費は、年額とし、次の区分とする。

(1) 一般会員会費 1世帯 5000円

(2) 特別会員会費 1号会員 5,000円

2号会員 3,000円

3号会員 2,000円

4号会員 1,000円

(会費の納入)

第4条 一般会員の会費納入は、自主的納入を旨とするが、それによりがたい時は、毎年度末までに所属する各自治会に納入を依頼し徴収する。

2 特別会員の会費納入は、会長が委嘱する委員が徴収する。

3 入会当初に限り、入会と同時に会費を納入するものとする。

4 すでに納入した会費は、過誤納の場合のほかは、返還しないものとする。

(会費の減免)

第5条 会長は、会員に特別の理由があると認められたときは、会費を減免することができる。

(退会・除名)

第6条 会員は、次の場合退会したものとする。

(1) 死亡・転出・または解散したとき。

(2) 退会の申し出があったとき。

(3) 除名したとき。

2 会員が協議会の名誉をき損し、また、その趣旨に反した言動があったときは、理事会の議決を経て除名することができる。

(雑 則)

第7条 この規程に定めない事項について必要あるときは、会長が別に定める。

附 則

1. この規程は、昭和63年3月29日から施行する。
2. この規程は、平成2年8月10日から施行する。
3. この規程は、平成7年4月1日から施行する。
4. この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。